

# 介護保険料について

65歳以上（第1号被保険者）の方は、所得段階別により保険料の額が変わります。

◎所得段階ごとの保険料（令和6年度～令和8年度）

基準保険料月額（7,200円）

所得段階	課税区分等		計算方法	保険料 (年額)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.285	24,624
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	41,904
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.685	59,184
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	77,760
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	86,400
第6段階	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.25	108,000
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.45	125,280
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.60	138,240
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.80	155,520
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.95	168,480
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	181,440
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	198,720
第13段階			本人の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	207,360